

**令和2年度  
川崎市食品衛生監視指導計画  
実施結果**

**川崎市**

## 目 次

	ページ
<b>1 食品取扱施設の監視指導実施結果（立入検査）</b> . . . . .	1～2
(1) 区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）	
(2) 市場食品衛生検査所	
(3) 食品安全課	
(4) 官能検査	
<b>2 食品等の検査結果</b> . . . . .	3
(1) 収去検査	
(2) 収去以外の検査	
<b>3 監視指導計画に基づく一斉監視結果</b> . . . . .	4
(1) 夏期食品一斉監視	
(2) 年末食品一斉監視	
<b>4 その他</b> . . . . .	4～6
(1) 苦情届出件数	
(2) 食中毒等健康被害発生時の対応	
(3) 衛生教育	
(4) 啓発	

令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う食品等事業者及び本市職員双方の感染リスク軽減並びに関係機関の体制整備に資するため、一部業務を縮小して実施しました。

## 1 食品取扱施設の監視指導実施結果（立入検査）

### （1）区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）

各区の食品衛生監視員が食品衛生法や関係条例、その他衛生基準の適合状況等を検査し、衛生的な取扱い状況等について監視指導を行いました。

レベル	施設数	立入検査 計画数 (a)	立入検査 延べ施設 (b)	実施率 (b/a)
A(年2回)	220	440	172	39.1%
B(年1回)	14,158	14,158	4,824	34.1%
C(実情に応じて)	12,775	2,531	2,109	83.3%
合計	27,153	17,129	7,105	41.5%

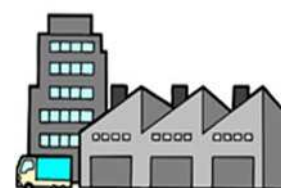


### （2）市場食品衛生検査所

市場食品衛生検査所の食品衛生監視員は、早朝監視等を行い、有毒魚等の流通を未然に防止し、流通拠点施設における不良食品の排除に努めました。

レベル	施設数	立入検査 計画数 (a)	立入検査 延べ施設 (b)	実施率 (b/a)
日1回業種	173	44,461	38,475	86.5%
週2回業種	5	480	285	59.4%
年6回業種	22	132	169	128.0%
年2回業種	1	2	1	50.0%
年1回業種	9	9	11	122.2%
随時※	14	随時	0	—
合計	224	45,084	38,941	86.4%

※自動販売機による営業



(3) 食品安全課

ア 食品専門監視担当（保健所支所職員の同行を含む。）

広域流通食品取扱施設や大規模食品製造施設、南部市場内施設に立ち入り、食品の衛生的な取扱い等について指導しました。

	施設数	立入検査 計画数 (a)	立入検査 延べ施設 (b)	実施率 (b/a)
A(年2回)	156	312	113	36.2%
B(年1回)	101	101	40	39.6%
C(実情に応じて)	152	34	21	61.8%
地方卸売市場南部市場	71	3,229	2,526	78.2%
合計	480	3,676	2,700	73.4%

イ 食品表示担当

市内の食品等取扱施設204施設に立ち入り、食品表示について検査や指導を行いました。

(4) 官能検査

ア 食品衛生法

合計検査数は魚介類（19,020件）、野菜類果物及びその加工品（12,723件）、魚介類加工品（9,445件）の順に多い結果となりました。

	区役所地域みまもり支援センター －（福祉事務所・保健所支所）	市場食品衛生 検査所	食品専門 監視担当	計
検査数	8,591件	47,642件	3,582件	59,815件
違反数	0件	0件	0件	0件
違反率	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%

イ 食品表示法

平成28年度から、食品安全課（食品専門監視担当及び食品表示担当）では品質事項に関する検査等も実施しています。衛生事項の検査数は、水産物（26,100件）が最も多く、品質事項の検査数は農産物（4,138件）が最も多い結果となりました。

指導数については、衛生事項は加工魚介類（58件）が最も多く、品質事項は農産物加工食品（10件）が最も多い結果となりました。

		区役所地域みまもり支援センター －（福祉事務所・保健所支所）	市場食品衛生 検査所	食品安全課	計
検査数	衛生事項	5,784件	42,375件	6,728件	54,887件
	品質事項	—	—	7,709件	7,709件
指導数	衛生事項	39件	126件	8件	173件
	品質事項	—	—	11件	11件
指導率	衛生事項	0.67%	0.30%	0.12%	0.32%
	品質事項	—	—	0.14%	0.14%

※衛生事項：保存方法、添加物、アレルギー、消費（賞味）期限、製造者等に係る表示事項

品質事項：名称、原材料、原産地、内容量、食品関連事業者等に係る表示事項

## 2 食品等の検査結果

検査実施機関：健康安全研究所・市場食品衛生検査所

### (1) 収去検査

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を鑑み、一部縮小して行いました。食品表示基準違反疑いの検体は所管自治体へ回付しました（うち3検体の違反が判明）。

	区役所地域みまもり支援センター (福祉事務所・保健所支所)	市場食品 衛生検査所	食品専門 監視担当	計
検体数	193検体	311検体	56検体	560検体
検査項目総数	1,346項目	2,817項目	500項目	4,663項目
微生物学検査	994項目	1,298項目	370項目	2,662項目
理化学検査	348項目	1,517項目	130項目	1,995項目
その他	4項目	2項目	0項目	6項目
違反数	0検体	3検体	0検体	3検体

※その他：自然毒、混濁・沈殿等の検査項目

### (2) 収去以外の検査

#### ア 買上げ等の検査

前年に引き続き、食品中の放射性物質について基準値を超えたものではありませんでした。

	検体	検査項目	検体数	検査項目数	違反数
提供	多摩川生息あゆ	水銀等	2検体	22項目	0検体
買上げ	国産食品 (魚介類加工品、酒精飲料等)	放射性 物質	6検体	6項目	0検体
提供 (卸売市場)	国産食品(農産物、水産物)		35検体	35項目	0検体

#### イ ふきとり検査

手指や器具等についてふきとり検査を行い、必要に応じて指導を実施しました。

区役所地域みまもり支援センター (福祉事務所・保健所支所)	市場食品衛生 検査所	食品専門 監視担当	合計	指導数
68検体	104検体	3検体	175検体	9件



### 3 監視指導計画に基づく一斉監視結果

#### (1) 夏期食品一斉監視

- ・実施期間 令和2年7月1日から8月31日まで
- ・立入検査施設数 9,002施設

★ 夏期食品一斉監視指導結果 ⇒ [川崎市ホームページ参照](#)

#### (2) 年末食品一斉監視

- ・実施期間 令和2年12月1日から12月31日まで
- ・立入検査施設数 4,763施設

★ 年末食品一斉監視指導結果 ⇒ [川崎市ホームページ参照](#)

### 4 その他

#### (1) 苦情届出件数

食品の区分ごとに苦情を分類すると「複合調理食品」に関する苦情が最も多く（42件）、内容ごとに苦情を分類すると「有症苦情」に関する苦情（62件）が最も多く寄せられました。

	区役所地域みまもり支援センター (福祉事務所・保健所支所)	市場食品衛生 検査所	食品専門 監視担当	計
食品に関するもの	192件	2件	0件	194件
施設に関するもの	88件	2件	0件	90件
合計	280件	4件	0件	284件

#### (2) 食中毒等健康被害発生時の対応

ア 市内食中毒発生状況（事件数：8件、患者数：103人、死亡者数：0人）

病因物質はアニサキス4件、ウエルシュ菌1件、カンピロバクター1件、テトロドトキシン（フグ毒）1件、化学物質1件でした。フグによる食中毒は、全国的に重症事例や死亡事例が発生しており、素人が調理することは非常に危険ですので、フグを取り扱う専門の方以外は調理しないようにしましょう。

	発生月	原因 施設	患者数	原因食品 (推定含む)	病因物質	措置
1	5月	家庭	1人	あじのたたき	アニサキス	なし
2	10月	飲食店	93人	10月9日に製造された弁当	ウエルシュ菌	営業停止 1日間
3	11月	飲食店	3人	11月27日に提供された食事（とり刺を含む）	カンピロバクター	営業停止 2日間
4	12月	家庭	1人	ヒラメの刺身	アニサキス	なし
5	12月	家庭	1人	フグ（種類不明）の白子	テトロドトキシン	なし
6	2月	飲食店	2人	2月23日に提供された水	化学物質（次亜塩素酸ナトリウム）	営業停止 1日間
7	2月	家庭	1人	シメサバ（推定）	アニサキス	なし
8	3月	飲食店	1人	3月6日に提供された食事	アニサキス	営業停止 1日間

#### イ 他自治体との連携協力

市内、市外の食品取扱施設を原因施設とする食中毒（疑いを含む）等が発生した場合は、関係自治体と連携・協力し調査を実施しました。

	件数
市外から依頼があったもの	43件
市内から依頼したもの	37件
合 計	80件



#### (3) 衛生教育

営業者を含む食品取扱従事者のほか、市民グループなどを対象に、食品衛生についての講習会等の衛生教育を実施しました。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の流行に対応するため、非対面型や個別指導での衛生教育を中心に行いました。「HACCPに沿った衛生管理」に関しては、YouTubeを活用して周知を行いました。

	対 象	件数	人数
講習・研修 (対面型)	食品取扱従事者	42件	380人
	市民グループ等	1件	14人
YouTube配信	食品取扱従事者 (小規模な一般飲食店向け)	—	3,163回 (再生回数)

このほか、市内の食品等取扱施設に対し、食品衛生法改正による営業許可の見直しと届出制度の創設に関する資料を郵送し、周知を実施しました。

(4) 啓発

- ・ 食品衛生月間（期間 令和2年8月1日から令和2年8月31日まで）、食中毒警報（期間 令和2年8月18日から令和2年10月28日まで）及びノロウイルス食中毒警戒情報（期間 令和2年11月30日から令和3年3月31日まで）について啓発（区役所庁舎及び中央卸売市場食品衛生検査所への懸垂幕掲示等）
- ・ JR南武線・鶴見線でのポスター掲示（手洗いに関する注意喚起）  
期間 令和2年5月1日から令和2年6月1日まで
- ・ 川崎市営バスでのポスター掲示（手洗いに関する注意喚起）  
期間 令和2年5月1日から令和2年5月31日まで
- ・ JR川崎駅北口改札プロジェクターでの動画放映（手洗いに関する注意喚起）  
期間 令和2年5月18日から令和3年度も放映中
- ・ ラジオ番組「FMかわさき わが家の危機管理 今週のワンポイント」  
期間 令和2年8月第1週放送  
（夏場の食中毒予防について）  
期間 令和2年9月第3週放送  
（有毒植物に気をつけて）  
期間 令和2年11月第3週放送  
（ノロウイルス食中毒に気をつけて）
- ・ 川崎市ホームページ、川崎市シティプロモーションTwitterでの食中毒予防啓発
- ・ 共通物品（封筒等）への広報用ロゴの掲載（食中毒予防3原則について）
- ・ 市立中学校に対し、家庭科授業等で活用できる食中毒啓発資料の配布（全52校）

